献体のしおり

医学系大学における人体解剖学実習の教材として自分の遺体を無条件・無報酬で提供することを献体といいます。

「自らの死後、遺体を医学の教育と研究のために役立てたい」と志した人が、生前から献体したい大学等に登録しておき、亡くなられた時、ご遺族あるいは関係者がその意志に従ってご遺体を大学に提供することによって、はじめて献体が実行されます。

§解剖について

大学での人体解剖には３つの種類があります。

１つめは「系統解剖」です。正常解剖とも言いますが、医学生や若手医師が人体の仕組み・構造を学ぶための解剖です。２つめは「病理解剖」です。病気の進行具合や、治療の効果及び今後の病気の対策を研究するために役立てます。３つめは「法医解剖」です。異状死体の死因究明をするために行うものです。

献体に直接関係があるのは１つめの「系統解剖（正常解剖）」です。医学生が、医学の基礎となる人体の構造を、ただ知識としてではなく、実際にご遺体の血管・神経・筋肉・内臓等にふれて、自分の目と手で確かめながら習得します。また、それだけでなく、「医師になるために、自分の体を使って勉強してください」という願いを込めて献体してくださった方のご篤志や、ご遺族のご厚意に対して、学生は感謝の気持ちと、その期待に応えなければならないという責任と自覚を養うことになります。学識・人格・技量に優れた医師を養成するために、ご遺体が必要となっています。

明日の医療の発展を願い安心して献体を行っていただくため、その崇高なご遺志を受け継いでいただくため、そして、医学教育の礎となる解剖学をより安全で充実したものとするため、この「献体のしおり」があります。後述の要件を十分にご理解いただき、皆様のご協力を心よりお願いいたします。

§献体登録をするためには

➢ 登録されるにあたっての条件

下記の１）から７）のすべてを満たしていることが条件となります。

１） ご本人の意志で登録を希望していること

２） 原則、和歌山県内在住であること

３） ６親等以内の親族１名以上が献体に同意していること

４） ご遺体を和歌山県内で受け取れること

５） ご遺骨を引き取るご遺族がいること

６） 感染症（結核、肝炎、HIV、 MRSA感染症、梅毒、及びその他の重篤な感染症）の罹患歴やその疑いがないこと、及び関節リウマチなどで高度な関節の変形や人工関節など身体に欠損がないこと

７） 献体登録者がご逝去された際に上記６についての確認を行うために、本学の献体事務関係者が、かかりつけ医院または病院等に問い合わせを行うことについて同意で

きること

◆ 献体登録者はご自身が献体されることについて、ご家族やご親族のご理解を十分に得てください（ご家族の同意を得られないとご遺体を引き取ることができません)。
◆ 献体された後、ご遺骨がご遺族に返還されるまでに、通常で１～２年、長い場合は3年以上かかることがあります。
◆ 献体登録が**ご遺体の引取りの確約ではありません**ので、くれぐれもご留意ください。

➢ **登録の流れ**
① 献体登録に必要な書類は、大学のホームページより PDF ファイルをダウンロードしてご記入ください。本学の篤志献体事務局に電話で連絡いただければ郵送もさせていただきます。
② 「献体申込書」「献体登録同意書」**（ご本人と同意者のお名前は自署でお願いします。捺印もお願いします）**を事務局に返送してください。
③ 事務局より登録証を郵送いたします。（１か月程度お時間をいただいております）
（ご登録後に住所や電話番号等を変更された場合は、新しい登録証をお送りいたしますのでご連絡ください。）

お問い合わせ先：　和歌山県立医科大学　篤志献体事務局　担当：小山
（受付時間：　平日 10 時～17 時）
〒641-8509 和歌山市紀三井寺 811-1
☎073-447-2300（大学代表）電話交換手に篤志献体事務局とご指名ください。

§ご遺体の引取りをお断りする場合

➢ **献体されるにあたって注意していただきたいこと**
献体登録をされていても、**以下のような場合はお引取りできません**。
あらかじめご了承ください。
1） ご家族・ご親族の中に献体に承諾いただけない方がおられる場合
2） 原則、ご遺体を和歌山県内で受け取れない場合
3） 遺骨の引き取りを確約していただけない場合
4） 司法解剖や病理解剖が行われた場合
5） 感染症（結核、肝炎、HIV、 MRSA 感染症、梅毒、及びその他の重篤な感染症）の罹患歴がある場合、及びその疑いがある場合
6） 関節リウマチなどで高度な関節の変形がある場合、及び人工関節がある場合
7） 人口呼吸など長時間の延命処置を受けた場合
8） 重篤な脳血管障害（脳卒中）で広汎な脳病変が予想される場合
9） 癌転移・手術などで、広汎な臓器の病変・欠損がある場合
１０）一か所でも臓器提供をされた場合（※臓器提供か献体のどちらかをご選択ください）
１１）死後４８時間以上経っており、臓器の腐乱が予想される場合

１２）自殺、事故死、及び直接の死因が不明の場合
１３）ドライアイス等の保存処置なく、死後２４時間以上経過した場合
１４）ご遺体保管施設のスペースに空きがない場合

◆ 上記事項の精査にあたり、**亡くなられた病院やかかりつけの医師に確認を取り、献体としての適否を検討するための時間を要します**のでご理解ください。

§献体の実行

献体登録されている方がご逝去され、ご家族全員が解剖に関してご承諾いただき、加えて、前述の「§ご献体の引取りをお断りする場合」の１）から１３）の項目に該当していらっしゃらない場合には、和歌山県立医科大学へご連絡をお願いします。

①下記の電話番号にご連絡ください。

０７３－４４７－２３００（和歌山県立医科大学代表）

（ア）平日の１０時から１７時

電話交換手に「献体です」と告げていただければ、直接担当者が対応します。

（イ）上記以外の時間帯、および土日祝

電話交換手に「献体です」と告げていただくと、
後ほど担当者から電話をさせていただきます。

②下記の事柄について順次お尋ねいたします。

- 献体登録者の氏名・住所・献体登録証に記載された登録番号
- 今後の連絡先（ご遺族代表者、病院、施設、自宅等）
- 最期を看取っていただいた医師または病院の連絡先
（ご遺体が献体に適しているかの確認のため）
- ご遺体お迎えまでのご予定
（お通夜・葬儀・告別式等の有無、お引渡しの日時と場所）
ご遺体をお迎えに上がる手順は、一般には「病院やご自宅からすぐに大学へ移送」または「通夜（告別式）の後に大学へ移送」になります

※ 亡くなられた後、できるだけ早い機会に防腐処置を施す必要があります。夏季および、通夜・告別式などの葬儀を行われる場合にはドライアイスをお使いいただき、ご遺体の温度が上がらないようお願いします。また、２日以内に引取りが可能となるようご配慮をお願いいたします。
※ お迎えに上がる時間帯は９時から２０時までの間でお願いいたします。それ以外の時間帯はご遺体を引き取ることができません。

③下記のものをご用意ください

- 死亡診断書のコピー１通（感染症の罹患歴を必ず記入）
- ご遺族代表者の印鑑（認印可）
御遺体のお迎え時に「解剖に関する承諾書」へ、ご遺族の方に署名と捺印をしてい

ただきます。

- 火葬許可書（市町村役場で死亡届を提出した際に受け取れます）
その際、斎場を「和歌山市斎場」とご指定ください。なお、大学からの書類が必要となる市町村役場がありますので、この場合、大学の係員がご遺族の方に同行し、手続きを行ないます。詳しくはご連絡をいただいたときにご説明させていただきます。

④その他

- 大学にお引取りした後の面会はお断りしていますので、お迎えに上がる前に最後のお別れを済ませておいてください。
- ご遺体をお迎えに上がるまでに、ご遺髪・ご遺爪など必要なものは前もってお取り置き下さい。
- お迎えに上がる車は大学でご用意いたしますので、御遺体の大学までの搬送につきましてはご遺族側の経費負担はございません。ただし、それ以外の経費につきましては大学で負担いたしかねますのでご了承ください。なお、ご連絡いただきましても、配車の都合上ただちにお迎えに上がることができない場合がございますがご了承ください。
- 大学から持参します「解剖に関する承諾書」にご遺族の方に署名と捺印をお願いいたします。

§遺骨の返還について

お預かりいたしましたご遺体は、３カ月間に亘る解剖実習のあと、一体一体丁重に和歌山市斎場で火葬の上、ご遺骨とさせていただきます。

ご遺体を使用しての実習が終了しましたら、ご遺族の方に、火葬とご遺骨のお返しについてお知らせいたします。また、この時に分骨の有無、ご遺骨返還のご都合の良い日時等についてもお尋ねさせていただきます。

なお、ご遺骨は、原則、大学でお引渡しさせていただきますが、ご遺族のご希望によってはご自宅へ持参させていただくことも可能です。

- 献体された後、ご遺骨がご遺族に返還されるまでの期間はおおよそ１～２年、長い場合は**３年以上かかる場合もございます**ことをご了承ください。

§御霊の慰霊について

献体くださった方々のために、毎年１０月に大学で篤志解剖体慰霊祭を執り行っております。詳細につきましては、例年９月頃に大学よりご遺族代表者様にご案内を郵送させていただきます。